東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年 7月26日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年 7月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		タービン建屋給気ファン点検に伴う浸透深傷試験において, 危険物取扱い作業であるが, 特別危険物計画書の未提出状態で工事実施が認められたため, 対応検討。	GΙ	
2		タービン建屋常用照明分電盤において、タイマー付きダストサンプラー用NFBが絶縁不良によるトッリプ動作が認められたため、当該分電盤を点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	非常用ディーゼル発電機(A・B)の設備関連図書において,設備変更に伴う図書承認手続きに不具合(所管Gが震災の影響で工事が延期され工事未着手状態で関連図書改定)が認められたため,対応検討。	GΙ	
4		中性子計装系起動領域モニター(F)において、指示不良(変動要因がない状況で指示低下)が認められたため、当該モニターを点検・修理。	GⅢ	